

契約保証金について

- 1 契約の相手方は、指定の期日までに契約金額に契約保証金の率（１００分の１０以上）を乗じた額の契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い埼玉県に納付しなければならない。
- 2 契約の相手方が、契約保証金を納付する場合は、埼玉県が発行する「納付書兼領収書」（希望者に配布する。）により、契約締結日までに、契約保証金相当額（上記１の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付するものとする。
- 3 契約の相手方は、契約保証金に代える担保を提供する場合には、様式１０（１）「保管有価証券納付書」に必要事項を記入のうえ、契約締結日までに提出するものとする。
この場合、契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債券金額
イ	政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なる場合は発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等※が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等※が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等※に対する定期預金債権	当該債券証書に記載された債権金額
カ	銀行等※及び保証事業会社の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～カの「銀行等」とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合、その他の貯金の受入れを行う組合をいう。

- 4 契約の相手方が納付した契約保証金等については、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには、埼玉県は請求書又は様式１０（３）「保管有価証券還付請求書」によりこれを還付する。

ただし、契約の相手方がその契約上の義務の履行をしなかった場合には、契約保証金等は埼玉県に帰属する。

- 5 埼玉県財務規則第８１条第２項第１号の規定に基づき、契約の相手方が保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結し、様式１１（１）「保証保険証書納付書」に必要事項を記入の上、当該保険証書を提出した場合には、埼玉県は契約保証金の納付を免除する。

この場合、契約に基づく給付が完了したとき、その他返還する事由が生じたときには、埼玉県は請求書又は様式１１（３）「保証保険証書還付請求書」によりこれを還付する。

- 6 埼玉県財務規則第81条第2項第3号の規定に基づき、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行した競争入札参加者が、契約保証金納付の免除を希望する場合には、別紙様式7「契約の履行について」に必要な書類を添え、契約締結日までに埼玉県議会事務局総務課まで提出しなければならない。